平成２９年（フ）第１１５号
千葉県木更津市畑沢３丁目26番15号　ハイネス畑沢102
債務者　工藤　順子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第３０１号
沖縄県那覇市字国場335番地４　パレス・ユニバース403
債務者　崎山　咲枝
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３４９号
沖縄県那覇市松尾１丁目13番５号　松尾タウンビル402
債務者　早川しのぶ（旧姓伊敷）
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２０７号
神奈川県横須賀市安浦町１丁目19番地　葉山アパート１Ｆ左
債務者　岩藤　洋子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３２号
沖縄県名護市字我部祖河1200番地42　あっぷるハイツ202号
債務者　内間　朝美
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第１３２号
青森市けやき２丁目６番Ｄ－401号
債務者　沢　由美子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
青森市大字石江字江渡25番地７
債務者　鷲尾　久乃
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５６８号
千葉県鎌ケ谷市粟野562番地３（粟野市営住宅１号棟106号室）
債務者　石井真由美
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６７４号
千葉県流山市南流山７丁目18番地の５　サンコーポ203
債務者　千葉由起子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７３７号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地15棟401号
債務者　佐藤　貴子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７５８号
千葉県松戸市新松戸北１丁目３番地の９　アゼリアハイツ201号
債務者　瀬川　梨絵
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１４２５号
埼玉県蕨市中央１丁目11番２号　Ｕユーハイツ503号
債務者　芳澤　憲治
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４５１号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端１－12－１　今村アパート201号、住民票上の住所福島県福島市入江町２番63号　市住３－12
債務者　林王　俊治
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５０７号
埼玉県川口市朝日２丁目５番17号　小嶋荘203号
債務者　宮里奈生子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３５号
さいたま市見沼区春野１丁目８番２－702号
債務者　宮田　満作
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５７３号
さいたま市緑区宮本２丁目20番地10　クリーンハイツ宮本201、旧住所茨城県常総市水海道天満町1711番地１　コーポミツル２棟106
債務者　庄司　恵美
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係